

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野 和彦

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
交付要綱の一部改正について（通知）

この度、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和 6 2 年 5 月 1 日文部大臣裁定）の一部を別添のとおり改正しました。ついては、域内の市町村教育委員会に周知をお願いいたします。

記

1. 主な改正内容

○地方公共団体の円滑な事務に資するよう、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことができる旨を明記。

2. 送付資料

- ・ 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱
- ・ 新旧対照表

【連絡先】

（要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）について）
文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課就学支援係
TEL：03-6734-4671
E-mail：shuugakushien@mext.go.jp

（要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）について）
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係
TEL：03-6734-2693
E-mail：kenshoku@mext.go.jp

（特別支援教育就学奨励費について）
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務・振興係
TEL：03-6734-2430
E-mail：tokubetu@mext.go.jp